

「船舶のトン数測度の心得」、「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」に係る改正案の意見募集について

平成 18 年 3 月
海事局検査測度課

改正の背景

トン数測度に係る受検者負担を軽減するとともに、トン数測度に係る取扱いを受検者にとって分かりやすいものとするため、船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の解釈等を定めた「船舶のトン数測度の心得」（平成 11 年 4 月 1 日付け海査第 142 号）、「船舶のトン数測度の解説」（平成 11 年 4 月 1 日付け海査第 143 号）及び「船舶のトン数測度の特例」（平成 11 年 4 月 1 日付け海査第 152 号）の一部を見直すこととします。

改正の概要

主な改正の内容は次のとおりです。なお、その他の改正の内容についてお知りになりたい方は、海事局検査測度課にお問い合わせ下さい。

1 「船舶のトン数測度の心得」の改正案

（ア）心得 1.2+.ア（その他上甲板下の船体の外面に取付けられた構造物）ビルジキール、シャフトブラケット等、トン数への影響が少ない付加物についてはトン数に算定しないことを検討しています。

（イ）心得 2.2.0.ア及び 2.2.0.イ（階段部）

上甲板の延長方法について、サイドラインを延長する方法からセンターラインを延長する方法に改めることを検討しています。

（ウ）心得 9（除外場所計測の省略）

除外場所の容積を閉囲場所の容積に含めることなく、閉囲場所から除外場所を控除した容積を直接算定することができることを検討しています。

（エ）心得 10.3.ア（暴露場所とみなされる場所）

暴露場所とみなし、閉囲場所に参入しない場所の要件を緩和するとともに、貨物又は貯蔵品の保管のための棚等を設置してもかまわないことを検討しています。

（オ）心得 10.3.エ（閉囲場所に合算されないその他の場所）

一定幅以下の複板型ブルワーク、フライングパッセージ、倉口や甲板を保護するための空所等については、閉囲場所に参入しないことを検討しています。

（カ）心得 32.二.ア（船側開口）

一定の奥行きのパランダについては、除外場所として取り扱い、トン数に算定しないことを検討しています。

（キ）心得 34 の 2（閉囲場所及び除外場所の容積の算定方法の特例）及び心得 45 の 2（貨物積載場所及び貨物積載場所に含まれる除外場所の容積の特例）

規則の一部改正に伴い、改正後の規則第 34 条の 2 及び第 45 条の 2 の規定に基づき、容積の算定方法の特例を認める場合の要件を定めることを検討しています。

（ク）その他所要の改正を行うことを検討しています。

2 「船舶のトン数測度の解説」の改正案

- (ア)「船舶のトン数測度の心得」の改正に関連する改正
上記1の「船舶のトン数測度の心得」の改正に伴い、関連する解説の条項について所要の改正を行うことを検討しています。
- (イ)解説 1.2.+ -.ア(上部構造物)【削除】及び解説 7(形状が正整な場所の容積)
形状が正整な甲板室等の上部構造物は、甲板毎に区分することなく、一括して容積を算定できることを検討しています。
- (ウ)解説 6(2)() (形状が複雑な場所の面積又は容積)【削除】
トン数に影響が少ない場合には、外板にナックルがあっても、当該点で区分して容積を算定しなくてもよいことを検討しています。
- (エ)解説 10.0.ア(1)(微小容積)
トン数に算定しない「微小容積」について、小型の船舶も含め、1立方メートル以下に統一することを検討しています。
- (オ)解説 10.0.ア(2)(微小容積)
閉囲場所を構成する甲板、隔壁等のうち2面以上を利用して構成されている「微小容積」の場所についても、トン数に算定しないことを検討しています。
- (カ)解説 10.3.ウ(通信・荷役等の設備のための構造物)
ガントリークレーン以外のクレーン及びその操作室についても、トン数に算定しないことを検討しています。
- (キ)解説 32~33.二.ア(5)(両船側に達する上部構造物の船側に開口が開けられている場合)等
除外場所内に設けられた構造物が一定の条件を満たす場合、その構造物の背後の部分を含めて除外できることを検討しています。
- (ク)解説 32~33.四.キ(上部構造物の周縁の仕切り又は隔壁に凹入部が設けられている場合)
奥行きが一定長さ以下の門型構造物は、除外場所として、トン数に算定しないことを検討しています。
- (ケ)解説 36.二.ウ(1)(貨物積載場所)
上甲板と第二甲板との間の貨物積載場所の周囲に荷崩れ防止の目的で設けられる仕切りが木製以外のものや取外し式以外のものであっても、全体を貨物積載場所と取り扱い、二層甲板船の適用を受けられることを検討しています。
- (コ)その他所要の改正を行うことを検討しています。

3 「船舶のトン数測度の特例」の改正案

- (ア)「船舶のトン数測度の心得」及び「船舶のトン数測度の解説」の改正に関連する改正
上記1及び2の「船舶のトン数測度の心得」及び「船舶のトン数測度の解説」の改正に伴い、関連する特例について所要の改正を行うことを検討しています。
- (イ)特例 30.1(上甲板下の閉囲場所の容積の算定方法)
測度長の1/2を超える場所は、船体の容積に含まれない場所として取り扱わないことを検討しています。
- (ウ)その他所要の改正を行うことを検討しています。

スケジュール(予定)

施行日：平成18年4月1日

改正後の心得、解説及び特例は、施行日以降に建造若しくは起工される船舶又は一定の改造により改測を受ける船舶に適用することを検討しています。

注) これらの改正案の内容は、今後の改正作業を通じて変更される可能性がありますので、詳細については海事局検査測度課にお問い合わせ下さい。